

沖縄県立 開邦中学校

学校いじめ防止基本方針

はじめに

ここに定める「学校いじめ防止基本方針」は、平成 25 年 6 月 28 日公布、平成 25 年 9 月 28 日施行された「いじめ防止対策推進法」(以下「法」という)の第 13 条を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

第1 いじめの問題に対する基本的な考え方

1 基本理念

「いじめは、どこでも、誰にでも起こりうる」という基本認識に立ち、本校生徒が好ましい人間関係を構築し、毎日楽しく安心した学校生活を送ることのできることを願い、「開邦中学校いじめ防止基本方針」を策定した。

2 いじめの定義(「いじめ防止対策推進法」第 2 条)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対策となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- (1) いじめの問題に関わる事件・事故を、対岸の火事ではない、という危機感を持つこと。
- (2) いじめを発見したら、体を張り全力で止めること。
- (3) いじめられる生徒を絶対に守り抜くこと。
- (4) 「いじめは絶対に許されないこと」という強い認識をもつこと。
- (5) いじめる生徒に対し、毅然とした態度で指導すること。
- (6) 荒れた状態、すさんだ状況を放置せず、教育環境を整える。
- (7) 重大事態には、警察等関係機関と必ず連携すること。
- (8) 教師自らの体験を語るなどして、生徒に将来への希望が生まれるように働きかけること。
- (9) いじめられた生徒に徹底的に寄り添い、迅速に組織で対応すること。

第2 組織

1 いじめ対策委員会(「いじめ防止対策推進法」第 22 条)

- (1) 目的:学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため
- (2) 構成員:校長、教頭、教務主任、学級担任、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー、(PTA会長)
※必要に応じて、構成員以外の関係者を招聘できる。
- (3) 開催
 - ア 定例会(各学期 1 回程度開催)
 - イ 校内委員会(生徒指導委員会、教育相談委員会と兼ねて開催)
 - ウ 臨時委員会(重大事態の発生時、校長が必要により、必要なメンバーを招集して開催)

第3 いじめを未然に防止するために

1 児童・生徒に対して

- (1) 「居場所」と「絆」のある学校・学級づくり
集団内で役割を担い、達成感や成就感を感じ取る経験を積ませることや温かい人間関係の中でお互いを認め合う集団づくりの取組。
- (2) 「規範意識」の向上・「自己指導能力」の育成
規範意識を醸成することが「いじめは絶対許されない行為であること、卑怯で恥ずべき行為であること」を認識させる近道であると考え、学校のルールをきちんと守らせる指導の徹底
- (3) 「わかる授業づくり」、学習の「基礎基本の定着」
わかる授業をし、学力の基礎・基本の定着を図り、学習に対する達成感や成就感を持たせることが生徒の心や生活の安定をさせる近道であるとした学習指導
- (4) 「生命」や「人権」を大切にす指導
道徳教育の充実を図ると共に学校教育全体を通して「命の大切さ」を実感できる体験活動等の充実
本校教職員が人権感覚を磨き、常に自らの指導姿勢の見直し
- (5) 「情報リテラシー」・「情報モラル」の育成
最近のいじめ問題にはネットを使ったものが急増していることから、生徒、保護者に通信や講演会、懇談会等を通し、積極的に啓発することで情報リテラシーや情報モラルを向上

2 学校全体として

＊ 「いじめをさせない・見逃さない・許さない」という基本方針で

＊ 「いじめ」を発見したら毅然とした態度で

- (1) いじめに取り組む方針の明確化と公表
 - ・「いじめに学校としてどう取り組むのか」という方針の明確化と生徒・保護者への説明の実施（通信、懇談会等を利用）
 - ・全職員での方針の共通理解（職員研修の実施）
 - ・情報が確実に把握できる体制の整備
- (2) 全職員の危機意識の向上
 - ・アンテナを高くはり、いじめの芽、いじめを察知、発見できる職員
 - ・高い人権感覚を身に付けた職員
- (3) 気になることを見逃さず、お互いに伝え合う職員集団
 - ・日常的な情報共有
 - ・担任だけでなく、学年を中心に複数職員での把握、指導
 - ・気になることの迅速な情報共有
- (4) 道徳教育の充実
 - ① 教育活動全体を通して

- 「いじめをしない、許さない」資質をはぐくむために、あらゆる教育活動の場面において、道徳教育に資する学習の充実に努め、道徳教育推進教師を中心に、全教師の協力体制を整える。
- 道徳の内容項目と関連付けて、重点化を図り、時期と内容を明確にした全体計画を作成する。
- ② 道徳の時間を通して
 - 「いじめ撲滅強化月間」(6月)に、「2 主として他人とのかかわりに関すること」の内容項目を取り上げて指導する。
- (5) 「いじめ撲滅強化月間」の取組を通して
 - 実施項目に基づき、各学校や生徒の実態に応じて、以下のすべての内容について取り組む。
 - ・生徒啓発ポスターを活用した、いじめ撲滅に向けたスローガンづくり
 - ・生徒会による、いじめ撲滅を目指したキャンペーンの展開
 - ・校長等による講話
 - ・「いじめ防止指導事例集」を活用する等、いじめの未然防止に向けた学級担任による指導
 - ・学校便りやPTA広報紙による家庭や地域への広報活動

3 保護者・地域に対して

- (1) 必要に応じ、いじめについての情報を提供することで複数の大人による見守りの実施
- (2) 情報交流や意見交流の場を設けることによる連携の強化

第4 重大事態への対処(「いじめ防止対策推進法」第28条)

- (1) 生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、「いじめ対応マニュアル」等に基づいた対処を迅速に行う。
 - (2) 重大事態について
 - ① 「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」
 - ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合等
 - ② 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」
 - ・年間30日を目安とする。
 - ・一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。
 - (3) 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、次の対処を行う。
 - ① いじめ防止対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。
 - ② 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。
- ※ 教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

<学校を調査主体とした場合>

- 1 学校は、直ちに教育委員会に報告する。
- 2 学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校の下に、重大事態の調査組織(いじめ対策委員

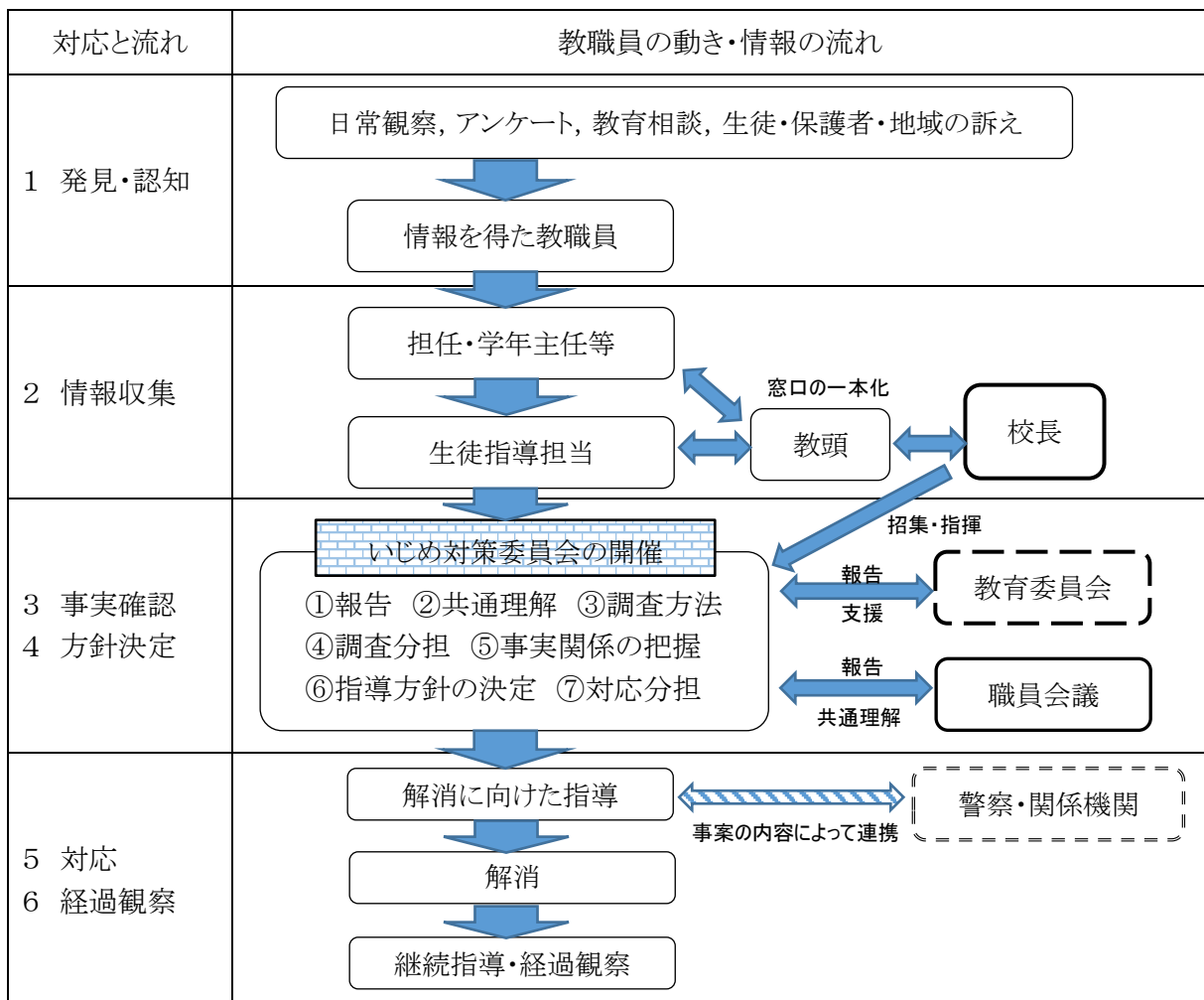
会を母体とした)を設置する。

- 3 学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 4 学校は、いじめを受けた児童(生徒)及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- 5 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
- 6 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

<教育委員会が調査主体となる場合>

- 1 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

いじめ対応の基本的な流れ



第5 いじめの早期発見(アセスメント・状況把握)

1 日頃の児童生徒の観察

○早期発見のポイント

- ・生徒のささいな変化に気付くこと。
- ・気付いた情報を共有すること。
- ・情報に基づき、速やかに対応すること。

(1) 健康観察 : 一人ひとりの表情を確認しながら呼名による朝の健康観察の徹底 等

- (2) 授業中 : 姿勢, 表情, 視線, 忘れ物, 教科書・ノート等の落書き, 隣と席が離れている 等
- (3) 休み時間 : 独りぼっち, 「遊び」と称してからかいの様子が見られる 等
- (4) 昼食 : 班から机を離して食べる, 食欲がない, 会話がほとんどない 等
- (5) 部活動 : 部活動を無断で休む, ペアにならない, 雑用をやらされている 等
- (6) 登下校指導 : 独りぼっち, 荷物を持たされる 等

2 毎月の「いじめに係るアンケート調査」の報告

- (1) いじめに係るアンケート調査を毎月実施し, いじめを認知したときは, 即対応する。

3 教育相談週間の実施

- (1) 年 2 回, 教育相談週間を設定する。
- (2) 保護者が相談を行うことができる体制づくりに努める。
 - ①教育相談だよりの発行
 - ②相談室の充実

4 保護者アンケートの実施

- (1) アンケートの実施 : 12 月(年 1 回)
- (2) アンケート結果の活用 : 保護者側からの情報の提供や地域と一体になった取り組み

5 地域からの情報収集

- (1) 地区懇談会(年 3 回) ※必要に応じて意見聴取
- (2) 学校評議員会(年 5 回) ※連絡協議会を実施

第6 研修

いじめの未然防止, 早期発見・早期対応, インターネットを通じて行われるいじめへの対応など, 教職員のいじめに対する意識や対応力を高める研修を計画的に行う。

1 職員会議

学校いじめ防止基本方針の周知徹底を図り, 各取組やアンケートの結果について評価, 検証結果を周知する。

2 校内研修

(1) わかる授業の工夫, 実践に係る研修

基礎・基本を重視し, 一人ひとりにわかる授業, 支援や指導の工夫など研修を通して理解を深め実践する。

(2) 生徒指導・教育相談の研修

教師と生徒間の好ましい人間関係の構築や, 組織的な生徒指導の体制づくり, 個々の課題を抱える生徒への指導など実践的な研修を行う。

(3) 情報モラル研修

携帯電話, インターネットなど生徒を取り巻く情報社会の現状認識と, その悪用防止に向けた研修を実践する。

(4) 「ネットいじめ」に係る研修の実施

ネットいじめ等に迅速かつ適切に対応するため, ICT 教育担当者と連携して, 児童生徒の実態や発達の段階に応じて, 内容を検討する。